

令和5年7月31日

### 積算基準等の適用時期について

大阪府環境農林水産部で使用する下記積算基準等の適用時期は、令和5年度については、以下のとおりとします。

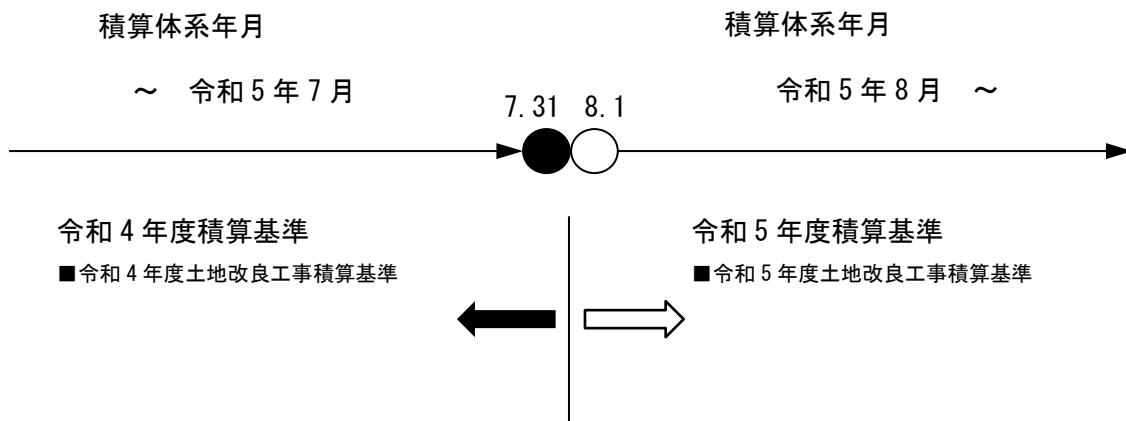
#### 1. 農空間整備事業関係 積算基準

- ◎ 土地改良工事積算基準(土木工事)
- ◎ 土地改良工事積算基準(機械経費)
- ◎ 土地改良工事積算基準(施設機械)
- ◎ 土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)

■ 適用時期は金抜設計書の積算書鑑の「積算体系年月」で確認してください。

「積算体系年月」

- ① 【令和5年7月】以前 の場合 → 令和4年度歩掛を適用
- ② 【令和5年8月】以降 の場合 → 令和5年度歩掛を適用



## 2. 治山事業関係 積算基準

- ◎ 森林整備保全事業設計積算要領 及び 標準歩掛
- ◎ 森林土木木製構造物施工マニュアル
- ◎ 森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領

令和5年度歩掛の適用月については、8月(8月1日)からとします。

なお、治山事業関係の発注案件では、基本的に、設計書に添付している「特記仕様書」内に、適用している積算基準名及び適用年度を記載しています。必ず特記仕様書により確認していただくをお願いします。また「単価適用年月日」は、金抜設計書の積算書総括情報表に記載しています。

## 3. そのほかの積算基準

例) 都市整備部の 建設工事積算基準など

環境農林水産部が所管していない積算基準・歩掛等を使用している場合は、

- (1) 見積参考資料に、使用している歩掛等を明示しています。
  - (2) 特記仕様書に、適用している積算基準・歩掛等の名称及び適用年度を明示することとしていますので、見積参考資料や特記仕様書などで確認してください。
- なお、適用年月日は、原則として所管している部局の適用に従っています。

## 4. その他

- ◎の印のある積算基準は、府政情報センターで閲覧できます。  
(市販の刊行物のため、HPでの閲覧はできません)。

問合せ先:

環境農林水産部  
環境農林水産総務課契約・金融 G  
電話 06-6941-0351(代表)  
内線 2726、2727